

令和7年7月18日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

医薬品等に係る厚生労働省が発出した事務連絡について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より発出された下記の通知について、大阪府健康医療部並びに日本医師会を通じ本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、1の文書は日本医師会メンバーズルーム、2、3の文書は大阪府ホームページをご参照ください。

【日本医師会メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/bunshyo3.cgi>

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角入力。宛名シール下部に印刷）

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）

【大阪府健康医療部生活衛生室薬務課のホームページ】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100100/yakumu/tuuti/index.html>

記

1. 医薬品の承認事項及び電子化された添付文書等における「免疫性血小板減少症」の名称の取扱いについて（令和7年7月1日付け 医薬薬審発0701第2号、医薬安発0701第1号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長、厚生労働省医薬局医薬安全対策課長通知）
2. チスレリズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（食道癌）の一部改正について（令和7年7月1日付け 医薬薬審発0701第1号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）

3. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）（令和7年7月3日付け 医薬発0703第1号 厚生労働省医薬局長通知）

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267